

北海道地方最低賃金審議会

〔令和6年度 第1回運営小委員会〕

令和6年6月10日（月）

資 料

資料No.1	北海道地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程	・・・	1
資料No.2	北海道地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿	・・・	2
資料No.3	北海道地方最低賃金審議会日程調整結果表【非公開】	・・・	3
資料No.4	特定最低賃金に関わる意向表明状況【非公開】	・・・	4
資料No.5	実地視察事業場一覧【非公開】	・・・	5
資料No.6	事業場実地視察についての意見集約結果	・・・	6
資料No.7	令和5年度地方最低賃金審議会の公開状況	・・・	8
資料No.8	令和5年度全国地域別最低賃金額一覧	・・・	9
資料No.9	意見聴取参考人名簿【非公開】	・・・	10
資料No.10	日本標準産業分類の改定について	・・・	11

北海道地方最低賃金審議会運営小委員会 運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び北海道地方最低賃金審議会運営規程（以下「本審運営規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 委員は、北海道地方最低賃金審議会会長（以下「会長」という。）により指名された公益、労働者、使用者各側3人の委員により組織する。
- 2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
 - 3 小委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。
 - 4 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、委員長に適当な方法で通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見も交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、記事録を作成するものとする。
- 2 記事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、記事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 委員長は、小委員会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

北海道地方最低賃金審議会（第50期）

運営小委員会委員名簿

令和6年6月10日

区分	氏名	現職
公益代表委員	いわ なみ かず え 岩 波 和 枝	特定社会保険労務士
	かめ の じゅん 亀 野 淳	北海道大学高等教育推進機構 教授
	くに たけ ひで お 國 武 英 生	小樽商科大学 教授
労働者代表委員	かね こ 金 子 ユ リ	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
	ふじ た てっ べい 藤 田 鉄 平	U Aゼンセン北海道支部 常任
	やま だ しん ご 山 田 新 吾	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
使用者代表委員	いけ だ こう じ 池 田 幸 司	北海道経済連合会 労働政策局長
	かた おか なお ゆき 片 岡 直 之	北海道商工会議所連合会 事務局長
	ま ごめ つよし 馬 込 毅	北海道中小企業団体中央会 事務局長

(注) 公・労・使委員は五十音順

事業場実地視察についての意見集約結果

1 意見集約数

意見等依頼数 15 回答受理数 15

2 事業場実地視察の実施について

- | | |
|-------------|------------------------------------------------|
| ① 実施する必要がある | 公益 (4)、労側 (4)、使側 (1)、計9 |
| ② 実施しない | 公益 (0)、労側 (1)、使側 (4)、計5 |
| ③ その他 | 公益 (1) 計1 |

3 「実施する必要がある」と回答があった理由(複数回答)

① 公益代表委員意見

- ・ 昨年の最低賃金の改定や物価上昇等に企業がどのように対応しているか、確認する必要がある。
- ・ 実施を強く希望するわけではないが、機会があれば視察してみたい。
- ・ ここ数年、現地視察を実施しないまま最低賃金を決定してきましたし、私の任期中に実施したことがないので、正直、現地視察がどの意味を持つのか確認がないところです。実施するのであれば、その必要性を明確にしたうえで、有意義な視察先の選定をお願いします。

② 労働者代表委員意見

- ・ 事業場視察に興味があり、各事業所の視察や現場の意見等を聞いてみたいと思います。
- ・ 最賃が上がり続けている状況と春闘での大手や中小の賃金アップ傾向の現状を踏まえて、職場の意見を参考にするため。
- ・ 昨今の現場の状況や賃上げの状況などを確認し、そのことを踏まえた審議が必要であることから事業場視察を行うべきと考える。
- ・ 近年の物価高騰や地域最低賃金の引き上げについて、事業者に対して取引価格への転嫁状況などを聞き取り、金額審議の参考とするため。ただし、事業者のコロナ対策等の理由により、設定が困難な場合においては「実施しない」の選択も可です。

③ 使用者代表委員意見

- ・ 人手不足の状況、人材確保策、賃上げの状況と経営への影響、事業場の生産性向上の状況や施策、コスト転嫁の状況などについての実態を参考とするため。

4 実施となった際の視察先として希望する業種・事業場規模等(複数回答)

① 公益代表委員意見

- ・小売業、飲食業等。事業場規模20人～30人
- ・介護事業所、スーパーマーケットやデパート等の流通業、警備業
- ・最低賃金の審議に参考となる業種の選定をお願いします。
- ・2024年問題への対応が注目される運送又はバス会社等

② 労働者代表委員意見

- ・勤務している業種と同じ食料品製造業
- ・最賃近傍の労働者がいる事業所
- ・時間給で働く労働者の多い事業所であればよいと考える。

③ 使用者代表委員意見

- ・利益率が上がりにくい業界で、最低賃金時給と同程度の事業場が良いかと思えます。

令和5年度における地方最低賃金審議会の公開状況

	本 審			専 門 部 会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
北海道	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
青森	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岩手	○	議事録	○	△	議事要旨	○
宮城	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
秋田	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
山形	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
福島	○	議事録	○	△	議事録	○
茨城	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
栃木	△	議事録	○	△	議事要旨	○
群馬	○	議事録	○	×	議事録	○
埼玉	○	議事録	○	○	議事録	○
千葉	○	議事録	○	△	議事録	○
東京	○	議事録	○	×	議事要旨	○
神奈川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
新潟	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
富山	○	議事録	○	△	議事録	○
石川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
福井	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
山梨	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
長野	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岐阜	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
静岡	△	議事録(一部)	○	△	議事要旨	○
愛知	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
三重	○	議事録	○	△	議事録	○

	本 審			専 門 部 会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
滋賀	○	議事録	○	△	議事録	○
京都	○	議事録	○	×	議事要旨	○
大阪	○	議事録	○	×	議事要旨	○
兵庫	△	議事録	○	△	議事録	○
奈良	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
和歌山	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
鳥取	○	議事録	○	○	議事録	○
島根	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
岡山	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
広島	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
山口	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
徳島	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
香川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
愛媛	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
高知	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
福岡	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
佐賀	○	議事録	○	△	議事録	○
長崎	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
熊本	○	議事録	○	×	議事録(一部)	○
大分	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
宮崎	△	議事録	○	△	議事録	○
鹿児島	△	議事録	○	△	議事録	○
沖縄	○	議事録	○	○	議事録	○

○全部公開、△一部公開、×非公開

令和5年度 地域別最低賃金一覽

都道府県	最低賃金時間額【円】 (※) 令和4年度	引上げ額【円】 (目安との差)	本審 結審状況	発効年月日
北海道	960 (920)	40 (0)	● 使側反対	2023/10/1
青森	898 (853)	45 (6)	● 使側反対	2023/10/7
岩手	893 (854)	39 (0)	▲ 労側反対	2023/10/4
宮城	923 (883)	40 (0)	○ 全会一致	2023/10/1
秋田	897 (853)	44 (5)	● 使側反対	2023/10/1
山形	900 (854)	46 (7)	● 使側反対	2023/10/14
福島	900 (858)	42 (3)	● 使側3名反対	2023/10/10
茨城	953 (911)	42 (2)	● 使側反対	2023/10/1
栃木	954 (913)	41 (1)	● 使側反対	2023/10/1
群馬	935 (895)	40 (0)	○ 全会一致	2023/10/5
埼玉	1,028 (987)	41 (0)	○ 全会一致	2023/10/1
千葉	1,026 (984)	42 (1)	● 使側反対	2023/10/1
東京	1,113 (1,072)	41 (0)	● 使側4名反対	2023/10/1
神奈川	1,112 (1,071)	41 (0)	● 使側1名反対	2023/10/1
新潟	931 (890)	41 (1)	● 使側反対	2023/10/1
富山	948 (908)	40 (0)	● 使側反対	2023/10/1
石川	933 (891)	42 (1)	○ 全会一致	2023/10/8
福井	931 (888)	43 (2)	● 使側反対	2023/10/1
山梨	938 (898)	40 (0)	○ 全会一致	2023/10/1
長野	948 (908)	40 (0)	● 使側反対	2023/10/1
岐阜	950 (910)	40 (0)	●▲ 使側1名 労側2名反対	2023/10/1
静岡	984 (944)	40 (0)	● 使側反対	2023/10/1
愛知	1,027 (986)	41 (0)	○ 全会一致	2023/10/1
三重	973 (933)	40 (0)	● 使側3名反対	2023/10/1

都道府県	最低賃金時間額【円】 (※) 令和4年度	引上げ額【円】 (目安との差)	本審 結審状況	発効年月日
滋賀	967 (927)	40 (0)	● 使側2名反対	2023/10/1
京都	1,008 (968)	41 (0)	● 使側2名反対	2023/10/6
大阪	1,064 (1,023)	41 (0)	○ 全会一致	2023/10/1
兵庫	1,001 (960)	41 (1)	● 使側反対	2023/10/1
奈良	936 (896)	40 (0)	○ 全会一致	2023/10/1
和歌山	929 (889)	40 (0)	○ 全会一致	2023/10/1
鳥取	900 (854)	46 (7)	● 使側反対	2023/10/5
島根	904 (857)	47 (7)	● 使側反対	2023/10/6
岡山	932 (892)	40 (0)	○ 全会一致	2023/10/1
広島	970 (930)	40 (0)	○ 全会一致	2023/10/1
山口	928 (888)	40 (0)	○ 全会一致	2023/10/1
徳島	896 (855)	41 (1)	○ 全会一致	2023/10/1
香川	918 (878)	40 (0)	○ 全会一致	2023/10/1
愛媛	897 (853)	44 (4)	● 使側反対	2023/10/6
高知	897 (853)	44 (5)	● 使側反対	2023/10/8
福岡	941 (900)	41 (1)	● 使側反対	2023/10/6
佐賀	900 (853)	47 (8)	● 使側反対	2023/10/14
長崎	898 (853)	45 (6)	● 使側反対	2023/10/13
熊本	898 (853)	45 (6)	● 使側反対	2023/10/8
大分	899 (854)	45 (6)	● 使側反対	2023/10/6
宮崎	897 (853)	44 (5)	● 使側反対	2023/10/6
鹿児島	897 (853)	44 (5)	● 使側反対	2023/10/6
沖縄	896 (853)	43 (4)	● 使側反対	2023/10/8
全国加重 平均額	1,004 (961)	43		

日本標準産業分類の改定

〈旧産業分類〉

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	561	5611	百貨店，総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



〈新産業分類〉

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更